

資料5	H20.6.24/26
障害福祉サービス及び地域生活支援 給付に係る事業者説明会	
千葉県障害者自立支援課	

障害者自立支援給付支払等システムについて

【厚生労働省資料抜粋】

千葉県障害者自立支援課

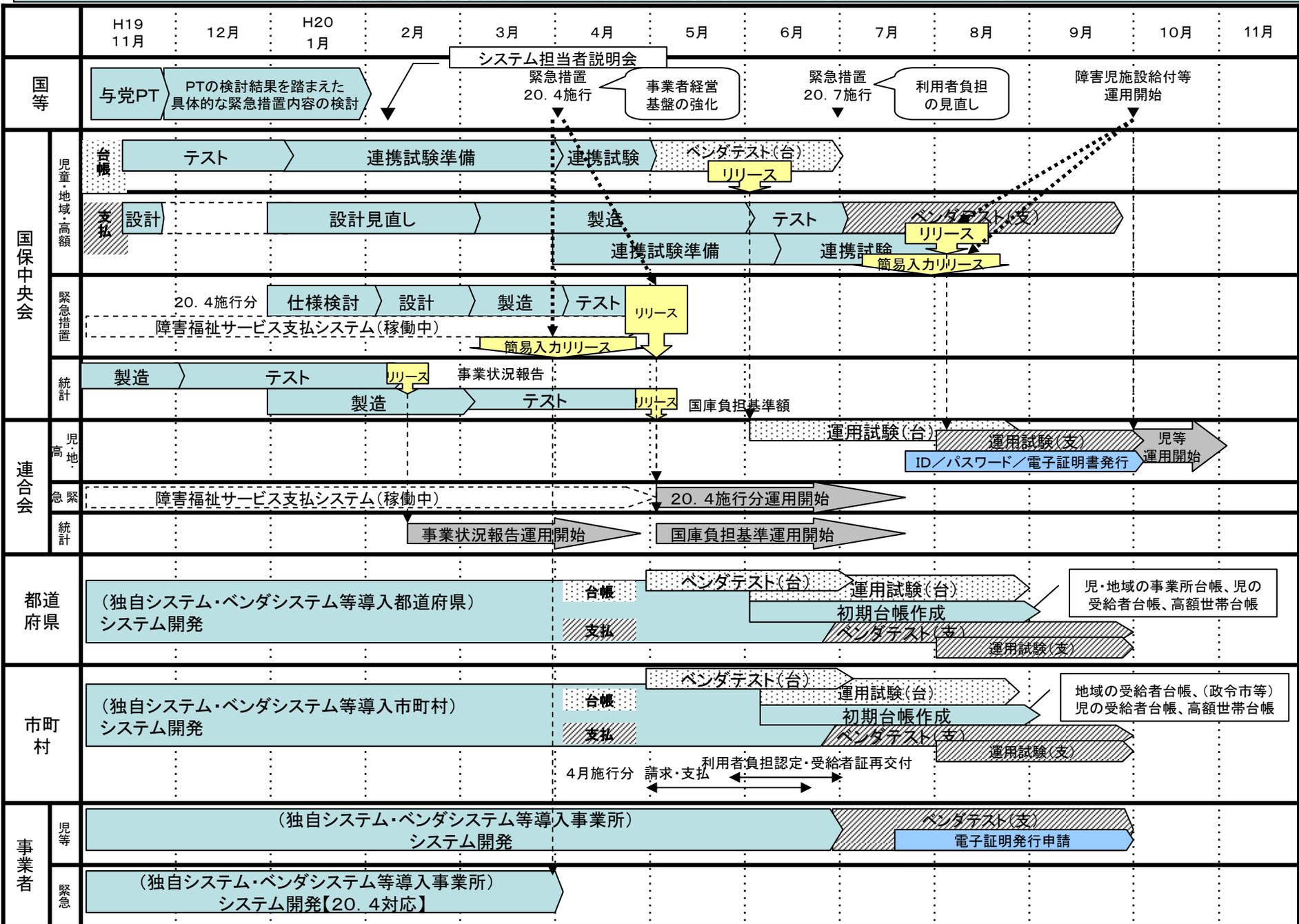
障害者自立支援給付支払等システムについて

平成20年4月23日

厚生労働省障害保健福祉部

今後のスケジュール

【緊急措置対応版】障害者自立支援給付支払等システム導入スケジュール(案)



※緊急措置の内容によって、スケジュールの変更があり得る。(前倒しも含む)

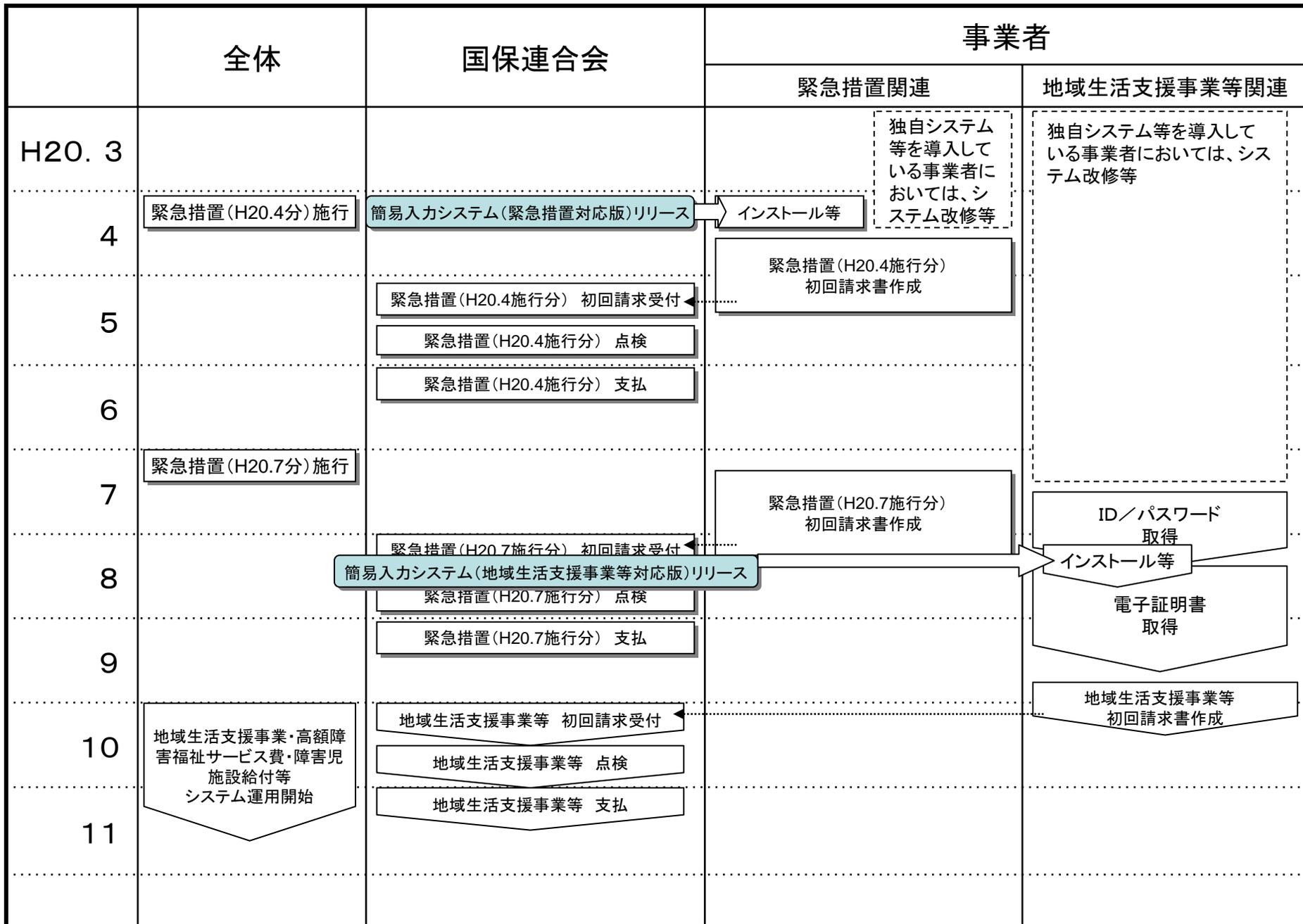
市町村における今後のスケジュール

	全体	国保連合会	市町村		
			緊急措置関連	地域生活支援事業等関連	
H20. 3					
4	緊急措置(H20.4分) 施行		独自システム等を導入している市町村においては、システム改修等		
5		緊急措置(H20.4施行分) 初回請求受付			
6		緊急措置(H20.4施行分) 点検			緊急措置(H20.4施行分) 審査
7	緊急措置(H20.7分) 施行	緊急措置(H20.4施行分) 支払	利用者負担の見直しに伴う所得認定・受給者証の再交付	地域生活支援事業 高額障害福祉サービス費 障害児施設給付(政令市等) 初期台帳構築・運用試験	
8			利用者負担見直しに伴う受給者台帳の更新		
9		緊急措置(H20.7施行分) 初回請求受付		地域生活支援事業等 支払処理運用試験	
10		緊急措置(H20.7施行分) 点検	緊急措置(H20.7施行分) 審査		
11	地域生活支援事業・高額障害福祉サービス費・障害児施設給付等システム運用開始	緊急措置(H20.7施行分) 支払		地域生活支援事業等 審査	

都道府県における今後のスケジュール

	全体	国保連合会	都道府県		
			緊急措置関連	地域生活支援事業等関連	
H20. 3					
4	緊急措置(H20.4分) 施行		緊急措置 (H20.4施行分) 請求事務等の 事業者説明会・ ヘルプデスク等	独自システム等を導入 している都道府県においては、 システム改修等	
5		緊急措置(H20.4施行分) 初回請求受付			障害児施設給付 請求事務等の 事業者説明・ ヘルプデスク等
		緊急措置(H20.4施行分) 点検			
6		緊急措置(H20.4施行分) 支払			
7	緊急措置(H20.7分) 施行		緊急措置 (H20.7施行分) 請求事務等の 事業者説明会・ ヘルプデスク等	地域生活支援事業(事業所台帳) 高額障害福祉サービス費 障害児施設給付 初期台帳構築・運用試験	
8		緊急措置(H20.7施行分) 初回請求受付			
9		緊急措置(H20.7施行分) 点検			障害児施設給付 等 支払処理運用試験
10		緊急措置(H20.7施行分) 支払			
10	地域生活支援事業・高額障 害福祉サービス費・障害児 施設給付等 システム運用開始	障害児施設給付等 初回請求受付		障害児施設給付等 審査	
		障害児施設給付等 点検			
11		障害児施設給付等 支払			

事業者における今後のスケジュール



緊急措置の対応について

平成20年7月実施分

【概要】

- 低所得1及び低所得2(非課税世帯)の障害者の居宅・通所サービスに係る負担上限月額を更に軽減。

【事務処理(システム)の変更点】

I 台帳関係

受給者台帳・事業所台帳のインターフェースは変更しないため、特に変更は生じない。
市町村において作成する受給者台帳の利用者負担上限額を変更する。

II その他

特に変更無し。

【概要】

- 成人の障害者について、障害福祉サービスの負担上限額を算定する際の所得段階を、「個人単位」を基本として見直し、本人と配偶者のみの所得で判断。
- それに伴い、高額障害福祉サービス費の支給に係る「世帯合算の範囲」についても、本人と配偶者のみが対象。

【事務処理(システム)の変更点】

I 台帳関係

受給者台帳・事業所台帳のインターフェースは変更しないため、特に変更は生じない。

ただし、世帯を見直すことにより負担上限額が変更となる場合は、市町村において作成する受給者台帳の利用者負担上限額を変更する必要がある。

また、高額障害福祉サービス費の算出に使用する世帯台帳を作成する際にも、見直し後の世帯毎に世帯集約番号を付番する。

II その他

特に変更無し。

【概要】

- 「特別対策」による負担軽減措置の対象となる課税世帯の範囲を拡大。
- 一月当たりの負担上限額の更なる軽減。

【事務処理(システム)の変更点】

I 台帳関係

※ システム上、課税世帯のうちH19. 4の特別対策による負担軽減措置の対象となる世帯を「一般1」、対象とならない世帯を「一般2」と区分している。

受給者台帳・事業所台帳のインターフェースは変更しないため、特に変更は生じない。

ただし、範囲の拡大により、一般2から一般1に移行する場合には、市町村において作成する受給者台帳の所得区分及び利用者負担上限額(今回の軽減後の額)を変更する。所得区分が移行しない場合には、利用者負担上限額のみを変更する。

II その他

特に変更無し。